

「新たな市政運営の総合的な指針」についての提言

11-26 藤沢の市政を考える市民の会

1、指針の位置づけについて

市民の会が求める「市政運営の指針」の基本としては、

①、市民の声を反映した法とモラルに基づいた市政、市の重点施策等は、常時検証し、結果責任を市民に明らかにする市政の推進、②、文化、スポーツ、子育て、教育施設を充実させ、若者が藤沢に住みたいと思うまち作り ③、環境、防災、脱原発、自然エネルギー、景観等、自然と調和した街づくり、④、江ノ島、遊行寺、宿場街等の藤沢の歴史文化を活性化と、電縁都市、市民運動の活発な、松風に人の和うるわし文化都市、平和都市をめざす、⑤、安心して子育て老後が過ごせる街藤沢をめざす ⑥、地域経済の活性化と雇用の促進を計る

2、指針の決め方 広く一般市民の意見を聞く

指針の作成については、外部シンクタンクや学識経験者に依頼せず、市役所各部署の要求を持ち寄って行っている。市民の声を反映は、「郷土づくり推進会議」に加え、市民課もしくは企画政策課の下に「ふじさわ盛り上げ隊」などの話合いの場を設け、一般市民、分野別市民団体の声を集約する。また、地域の声についても町内会、自治会代表だけでなく新住民の声も反映出来るような仕組み作りをする。

堆肥化センターなど、市が大金を投じたプロジェクトでも廃止したり、購入したママになっていたりと、採算性が悪かったりしている事業が散見される。「都市像の基本目標」に関しては、都度検証して進捗度や問題点を市民に公表し透明性の高い行政を行う。

3、指針に対する提言

①、市の拠点問題

指針では、藤沢駅周辺 辻堂駅周辺、湘南台駅周辺、ライフタウン・慶応大学周辺、片瀬・江ノ島、村岡新駅周辺と6箇所の拠点が記されているが、村岡駅周辺は地理的にも市の辺境で在り、土地も狭く、人口も少なく、東海道新駅実現も技術上不可能で、費用対効果も土地の値上がり程度しか見込まれない。市の拠点にはなり得ない。整備地域とすべきである。

②、拠点間の交通軸問題 (湘南台～辻堂間をライトレールで結ぶ)

拠点間の交通軸で欠けているのか、湘南台、ライフタウン・慶応大学周辺、辻堂を結ぶ線である。現在湘南台から相鉄の延長が検討されているが、これでは辻堂と結ばれない。3拠点を結ぶのはライトレール方式に寄る交通軸が適切である。敷設する道路は確保されているのだから、費用的にも土地確保の上からも一番実現性が高いと考える。

③、藤沢駅周辺再整備

指針には藤沢駅周辺再整備が書かれているが、藤沢駅北口は先がゆき詰まりなので、屋外ステージなども備えた若者も集える多目的利用可能な公園広場としたらどうか。

④、小田急、J Rの改札口を結ぶ階段にエスカレーター設置

現在、小田急・J Rの改札口を結ぶ階段にエスカレーターがないので多くの市民が難儀している。今あるエレベーターでは沢山な人は乗れず、輸送力が少ないので、藤沢駅整備とは別個に市民の利便性を考え、現在の階段の脇にエスカレーターの設置を進めるべきである。その際、設置費用は、関係する小田急、J Rにも応分の負担をもとめるべきである。

⑤、藤沢高校の跡地利用

もともと藤沢高校は、市の土地であった物を県に譲ったものであり、藤沢高校廃校に伴う跡地は、無償で市が県から譲り受け再利用すべきである。歴史と文化を誇る街・藤沢を目指すなら、藤沢高校跡地を利用して歴史博物館、美術館等の公共施設の建設を検討すべきでは無いか。

⑥、市役所建設

市役所完成は2017年となっているが、建設はもう少しスピードを上げられないか。建設に当たっては、市民が市の情報を広く知ることが出来るように情報公開室、資料室、閲覧室等を広く取り、市民相談室と併せて、1フロア位の広いスペースを確保して欲しい。また新館と新しい庁舎を結ぶ橋はもっと広いものに架け替え、また、R467の歩道はもっと広くし、新庁舎への入り口は直登は止め、斜めに上るエスカレーターをつける

⑦、脱原発、太陽光などの自然エネルギーの活用をもっと促進する。

⑧、伝統文化の活性化については、地域や神社仏閣の祭りや行事を「藤沢の祭り歳時記」の様にして市民に広く知らせ郷土愛を強め、伝統文化の育成、観光客の呼び寄せ等に役立たせる。

⑨、建設許可が業者任せとなっているため、駅の周辺などのマンションは日照や、全体の町並みに違和感を与える様な建物が多く、景観が壊されている。早急に市独自の建築条例を作り藤沢の町並み、景観を守って行く必要がある。

⑩、保育所を増やし待機児童ゼロの藤沢を目指す

⑪、身障者や年寄りが安心して暮らせる介護、医療を充実させる

⑫、電縁都市藤沢をもっと充実させる。市内どこでも無線LANが繋がる様にする。

市議会や市役所内の会議のペーパーレス、小中学でのパソコン教育の強化、CITYFUTURE JISAWAの強化

⑬、市内の雇用者の最低賃金の引き上げ、住民税、年金、保険等の増収を図る

市並びに市の関連事業体で働く雇用者の、公契約の最低賃金を1000円とする条例を策定し、市内の非正規雇用者の賃金の引き上げを計る。